

法規事務の手引き 令和7年版(名古屋市作成・抜すい)

2 法令の立案

(1) 政策の実施内容の確定

政策課題の検討

- ①具体的にどのような問題が生じているのか（立法事実の確認）。
- ②政策課題の行政計画上の位置づけはどうなっているか（総合計画等との関係等）。
- ③関係法令はどうなっているか（憲法、法令、他の条例等との抵触はないか）。
- ④その政策で実現したいことは何か。



立案の対象として考えられている施策の基本的内容を明確にする。

(2) 立法事実の重要性

立法事実とは、「法令を制定する際の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的・政治的・科学的事実」、すなわち、「その規制が必要な事情・背景」のことである。

【訴訟における立法事実の重要性】

規制の合法性が争われた場合には、立法事実が論点となる。

裁判所に、条例制定時の本市の状況から、条例を制定しなければならなかったと、規制の必要性を理解してもらうことが必要である。

特に「上乘せ・横出し」条例のように、法令との関係が微妙である領域ほど、この立法事実が重要である。

立法事実とは、地域の実情により異なり、他都市において合法とされた規制が、本市においては違法とされることも考えられるため、他都市が規制しているからというだけではなく、本市の事情等をよく検討する必要がある。